

祝！新元号「令和」発表 ～世界のデータベースで調べてみた「REIWA」商標～

1. 新元号「令和」

4月1日、事前の告知から少々遅れた11時40分過ぎから始まった菅官房長官の記者会見で新元号を「令和（令和）/外務省発表でローマ字表記はREIWA」とすることが発表されました。

大化から数えて248番目の元号は、万葉集の「初春の令月にして、気淑く風和ぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫らす」という序文から引用したものであるとの説明があり、安倍総理大臣の会見で「我が国の豊かな国民文化と長い伝統を象徴する国書である万葉集から引用した」と説明が付され、これまでの中国古典ではなく、日本古典からの引用である点が注目されています。

元号の選定においては、漢字2文字で読み書きしやすく、俗用されていないといった手続き条件が定められていました。

2. 世界の商標DBで調べた「令和/REIWA」商標

日本国商標法においては、第3条第1項6号において「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。（中略）六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」とあり、商標審査基準（第14版）でも同条文に関係し「元号を表示する商標について：商標が、元号として認識されるにすぎない場合は、本号に該当すると判断する。元号として認識されるにすぎない場合の判断にあたっては、例えば、当該元号が会社の創立時期、商品の製造時期、役務の提供の時期を表示するものとして一般的に用いられていることを考慮する。」との解説を付して不登録とする旨を詳述しています。

J-PlatPat等を用いて日本国商標に令和或いはREIWAと表記した商標を確認しましたが、現時点ではありませんでした。




参考までに世界の商標DB*にてこれらと同じ表記の商標事例を調べたところ、いくつかヒットしたものを紹介します。（漢字表記1件、ローマ字表記5件）

*WIPO(Global Brand Database), 韓国(KIPRIS), 中国(商標網), 台湾(Trademark Search), 香港(Trade Mark Search), EUIPO(TMview), ASEAN(asean TMView)等

<h1>令和</h1>	商品/服务	鸡尾酒; 利口酒; 伏特加酒; 葡萄酒; 白兰地; 朗姆酒; 白酒; 清酒 (日本米酒); 米酒; 威士忌; 查看详情			
	类似群	3301;			
申请/注册号	27516311	申请日期	2017年11月16日	国际分类	33
申请人名称 (中文)	刘夕珍				
申请人名称 (英文)					
申请人地址 (中文)	河北省石家庄市长安区东大街5号开元中心写字楼11F				
申请人地址 (英文)					
初审公告期号	1608	注册公告期号	1620	是否共有商标	否
初审公告日期	2018年07月20日	注册公告日期	2018年10月21日	商标类型	一般
专用权期限	2018年10月21日至2028年10月20日		商标形式		
国际注册日期	后期指定日期		优先权日期		
代理/办理机构	河北非凡商标代理有限公司				
商标流程	点击查看				
LIVE/REGISTRATION/Issued and Active					
商标状态图标					

WIPO Global Brand Database

time 2019/4/1

#	Brand	Status	Origin	Holder	Number	App. Date	Nice Cl.	Image
1	REIWA	Active	AU	Real Estate Institute of Western Australia Incorporated	1365027	2010/6/3	35, 36, 41	 
2	REIWA	Active	ID	CANDRA HALIM DAUHIONG	D002010008533	2010/3/9	9	REIWA
3	REIWA	Active	AU	Real Estate Institute of Western Australia Incorporated	1054330	2005/5/9	35, 41	REIWA
4	REIWA	Inactive	AU	Real Estate Institute of Western Australia Incorporated	1054331	2005/5/9	35, 41	
5	Reiwa	Inactive	DE	Reiwa Produktions KG, AFS Reinigungsbedarf-Vertriebs GmbH & Co.	DE652269	1952/9/24	3	Reiwa

中国の事例は 2017 年に出願され、2018 年 10 月から効力を有す酒類（カクテル・リキュール・ウォッカ・ワイン・ブランデー・ラム酒・白酒・清酒（日本酒）・ライスワイン・ウイスキー）を指定商標としたものです。

実際にどのような商品に付されているかは不明ですが、商魂たくましい中国企業が日本からの観光客への土産品として販売する、というようなことも考えられると思います。

新元号に込められた「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」時代となるよう期待したいと思います。

発明推進協会では、さまざまな調査業務経験や内外専門家とのネットワークを活かした IP コンサルティングサービスを通じて、海外進出される企業や自治体等に対し定期的な調査・分析・翻訳・資料取寄せや個別代理人・出願人等の調査、現地における知財活動のサポート等を行っていますので、お気軽にお問合せください。

（一般社団法人発明推進協会 知的財産情報サービスグループ

市場開発チーム課長 幡野 政樹）

電話 : 03-3502-5491 FAX : 03-5512-7567 E-mail : jyouhou@jiii.or.jp